

令和7年度 原子力規制委員会年次報告の概要

原子力規制委員会

令和7年度 原子力規制委員会年次報告の概要

<u>第1章 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実</u>	P. 2
<u>第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化</u>	P. 4
<u>第3章 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施</u>	P.10
<u>第4章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明</u>	P.12
<u>第5章 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施</u>	P.13

本概要の位置づけ

本概要は、原子力規制委員会設置法第24条に基づき、第221回特別国会会期中に報告する「令和7年度原子力規制委員会年次報告」の概要をまとめたものである。

◎原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)(抄)

(国会に対する報告)

第24条 原子力規制委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

第1章 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実(1)

➤ 原子力規制委員会委員の交代

- 原子力規制委員会会合を67回開催し、科学的・技術的見地から意思決定を行いました。
- 伴委員が令和7年9月18日に退任し、翌9月19日に神田委員が就任しました。



神田委員の就任会見

➤ 原子力施設周辺の地方自治体及び住民との対話の推進

- 原子力規制委員会委員長及び委員と地元関係者との意見交換を2回（美浜発電所周辺地域、川内原子力発電所周辺地域）開催し、双方の関心事項の理解を深めました。
- 新潟県柏崎市主催の原子力防災セミナーで、伴委員が原子力災害による放射線被ばくの特徴と防護対策、災害時の心構えなどについて講演を行いました。また、山中委員長が福島県立安積高校の生徒との対話を行いました。
- 自治体の要望を受けて地元議会や住民説明会に職員を派遣しました。北海道電力泊発電所3号炉の設置変更許可については、関係自治体の要請に応じて、住民説明会（7会場）や北海道議会等で審査結果を説明しました。



山中委員長と
福島県立安積高校生との対話

第1章 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実(2)

➤ IAEAによる我が国の原子力規制のレビュー

- 令和8年1月26日から2月6日まで、17か国18名の専門家及び5名のIAEA職員から成るチームによる総合規制評価サービス（IRRS）ミッションを受け入れました。
- IRRSチームは「原子力規制委員会は明確なリーダーシップを持ち、安全と効果的かつ効率的な規制に焦点を当て、透明性のある意思決定を行っている」と評価しました。また、「原子力規制委員会が、防災訓練を実施したすべての原子力事業者とともに訓練結果を合同でレビューを行う会合を開催していることは、世界的なモデルとなり得る「良好事例」である」との見解を示しました。
- IRRSチームは、日本に対する勧告及び提言には以下が含まれるとしました。
 - 原子力規制委員会は、すべての規制機能にわたりグレーデッド（原子力・放射線安全上の重要性に応じる重み付け）・アプローチを一貫して適用することにより、その全体的な実効性を更に強化することができる。
 - 原子力規制委員会は、複数年の人事戦略を通じて、独立した意思決定や将来の規制の実施のために必要となる高度な専門知識を維持することを確実にすることができる。政府は、原子力規制委員会が職員の流動性や採用の柔軟性をより大きく持つことができるようにすることで、人材の確保を支援できる。
 - 原子力規制委員会は、そのマネジメントシステムの文書化とその実施を強化すべきである。



IRRSミッション

第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化(1)

▶ 原子炉等規制法に係る審査と主な許認可案件

- 実用発電用原子炉について、これまでに11事業者16原子力発電所27プラントに係る設置変更許可申請が提出されており、そのうち8事業者11原子力発電所18プラントに対して許可を行いました。

< 設置変更許可 >

- ・ 北海道電力泊発電所3号炉 本体施設
- ・ 東北電力女川原子力発電所2号炉 使用済燃料乾式貯蔵施設
- ・ 関西電力高浜発電所1～4号炉 使用済燃料乾式貯蔵施設

< 長期施設管理計画認可 >

- ・ 令和7年6月6日の長期施設管理計画認可制度の本格施行日の前日までに運転を継続するために認可が必要なもの全てについて同日までに認可済み。

- 令和7年度は審査会合等を計76回開催しました。

新規制基準適合性審査・検査の状況

○ 発電用原子炉

No.	申請者	対象発電炉		新規制基準適合性審査			使用前確認 ^(※1)
				設置変更許可	設計及び工事の計画の認可	保安規定変更認可	
1	日本原子力発電(株)	東海第二発電所	BWR	了	了	審査中	検査中
2		敦賀発電所 2号	PWR	未申請 ^(※2)	未申請	審査中	
3	電源開発(株)	大間原子力発電所	建設中	審査中	審査中	未申請	
4	北海道電力(株)	泊発電所	1号	PWR	審査中	審査中	審査中
5			2号	PWR	審査中	審査中	審査中
6			3号	PWR	了	審査中	審査中
7	東北電力(株)	東通原子力発電所	BWR	審査中	審査中	審査中	
8		女川原子力発電所 2号	BWR	了	了	了	了
9		3号	BWR	未申請	未申請	未申請	
10	東京電力HD(株)	東通原子力発電所	建設中	未申請	未申請	未申請	
11		柏崎刈羽原子力発電所	1号	BWR	未申請	未申請	未申請
12			2号	BWR	未申請	未申請	未申請
13			3号	BWR	未申請	未申請	未申請
14			4号	BWR	未申請	未申請	未申請
15			5号	BWR	未申請	未申請	未申請
16			6号	BWR	了	了	了
17	7号	BWR	了	了	了	検査中	
18	中部電力(株)	浜岡原子力発電所 ^(※3)	3号	BWR	審査中	未申請	未申請
19		4号	BWR	審査中	審査中	審査中	
20		5号	BWR	未申請	未申請	未申請	
21	北陸電力(株)	志賀原子力発電所	1号	BWR	未申請	未申請	未申請
22		2号	BWR	審査中	審査中	審査中	
23	関西電力(株)	美浜発電所	3号	PWR	了	了	了
24		大飯発電所	3号	PWR	了	了	了
25			4号	PWR	了	了	了
26		高浜発電所	1号	PWR	了	了	了
27	2号		PWR	了	了	了	
28	3号		PWR	了	了	了	
29		4号	PWR	了	了	了	
30	中国電力(株)	島根原子力発電所	2号	BWR	了	了	了
31		3号	建設中	審査中	未申請	未申請	
32	四国電力(株)	伊方発電所	3号	PWR	了	了	了
33	九州電力(株)	玄海原子力発電所	3号	PWR	了	了	了
34		4号	PWR	了	了	了	
35		川内原子力発電所	1号	PWR	了	了	了
36		2号	PWR	了	了	了	

(注)廃止措置計画の認可済、事業者が廃炉とする旨を公表済の発電炉は除く。

(※1)原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。)附則第7条第1項に基づき(使用前検査を含む)。

(※2)平成27年11月5日付けで申請された発電用原子炉設置変更許可申請書に対しては、令和6年11月13日付けで許可をしないこととする処分を行った。

(※3)当該発電所に係る申請については、基準地震動の策定に際して申請者がデータを意図的に操作するといった不正行為が確認されたことから、審査を行わないこととした。

■ 令和7年度に変更があったもの

第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化(2)

➤ 原子炉等規制法に基づく検査の実施

- 令和8年1月に起動した東京電力柏崎刈羽原子力発電所6号炉を含む各地の原子力施設に対して、原子力規制委員会は、計画どおりに厳正かつ適切に原子力規制検査を実施しました。
- 原子力規制検査の結果をもって、事業者の安全活動の劣化の程度に基づく施設の状態の区分付けや、総合的な評価を行っています。令和6年度の総合的な評価においては、全ての原子力施設について年間を通じて対応区分が第1区分※1であり、自律的な改善が見込める状態と評価し、令和7年度も引き続き第1区分として通常の基本検査を行いました。

※1 各監視領域における活動目的は満足しており、事業者の自律的な改善が見込める状態

- 東京電力柏崎刈羽原子力発電所7号炉については、令和6年度第1～4四半期の安全実績指標の結果を踏まえ、原子力規制検査の対応区分を第1区分から第2区分※2に変更しました。その後、追加検査を令和7年5月22日及び23日に実施し、その結果を受けて原子力規制検査における対応区分を第2区分から第1区分に変更しました。

※2 各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に軽微な劣化がある状態

- 令和7年6月12日及び10月7日に確認された東京電力本社及び柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護秘密の不適切な取扱いについては、原子力規制検査の結果を踏まえて評価（重要度「白」※3・深刻度「SLⅢ」）を確定し、原子力規制検査における対応区分を第1区分から第2区分に変更し、追加検査の実施等を東京電力に通知しました。

※3 安全確保の機能又は性能への影響があり、防護措置の有効性の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準

第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化(3)

➤ 中部電力の不正行為への対応

- 令和7年2月に原子力施設安全情報申告制度に基づく情報提供があったことから、原子力規制庁は、原子力施設安全情報申告調査委員会に諮りつつ、中部電力への調査に向けた準備を行い、同年5月から中部電力との面談を数度にわたり実施し、不正行為の有無等の確認を進めました。
- 令和8年1月5日、中部電力は「浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案について」を公表しました。
- 令和8年1月14日、原子力規制委員会は、本事案に対する詳細な事実関係等を把握するため、中部電力に対し原子炉等規制法に基づく報告徴収命令の発出を行うことを決定しました。また、浜岡原子力発電所3号炉及び4号炉の設置変更許可申請については、申請書や説明資料の信頼性が損なわれていることから、審査会合、ヒアリング、面談等を実施しないこととしました。さらに、原子力規制検査により、審査資料作成に係る品質管理に対する保安規定順守状況等を確認することとしました。
- 令和8年2月25日及び3月18日、原子力規制委員会は、中部電力に係る検査状況の報告を受けるとともに、引き続き、本事案の事実関係及び経緯について関係者への聞き取りや関係資料の確認を進めることとしました。
- なお、原子力規制委員会は、今回の事案を受けて、原子力規制委員会として審査プロセスの改善などにより対応すべき点について検討することとしています。

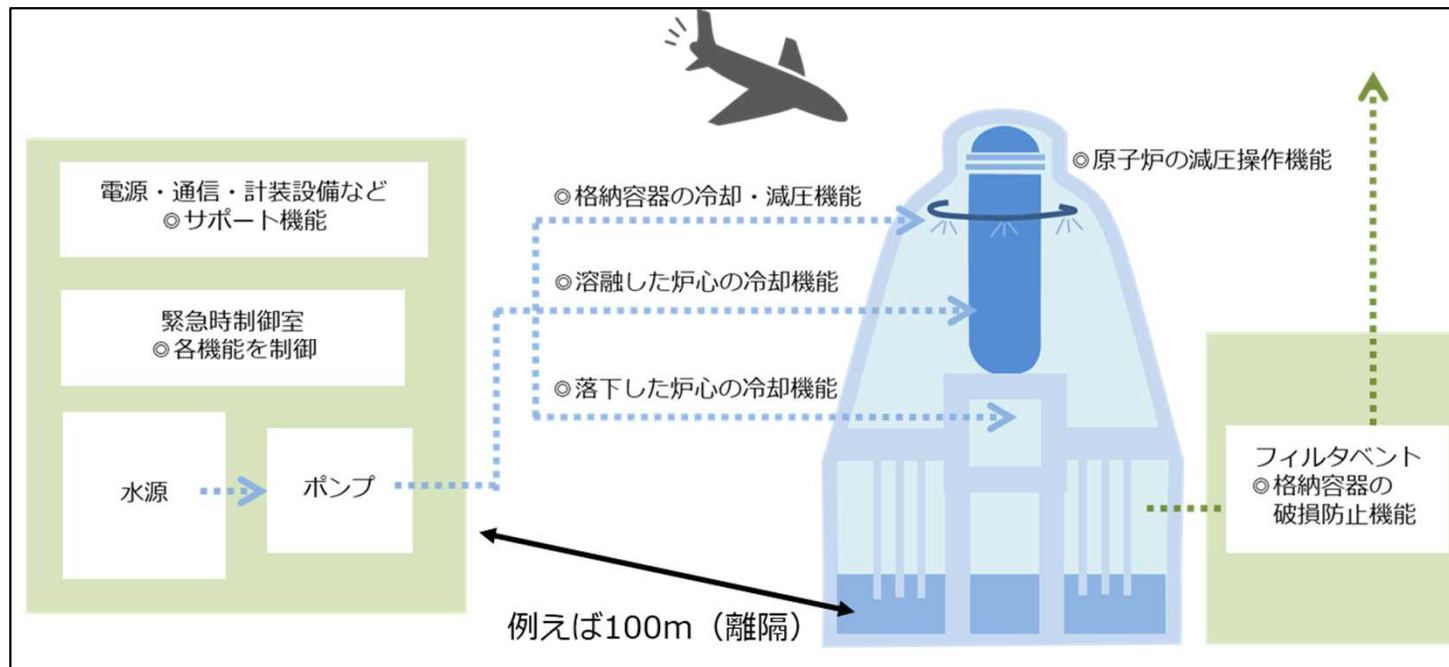


中部電力本店での原子力規制検査

第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化(4)

➤ 特定重大事故等対処施設の設置の経過措置に係る検討

- 特定重大事故等対処施設（特重施設）の設置については、本体施設の設計及び工事の計画の認可（設工認）の日から5年間適用しないとする経過措置規定が設けられています。
- 令和7年10月9日、事業者側から、経過措置期間を3年延長してほしい旨の提案を受けましたが、具体的・定量的な根拠等が示されなかったことから、令和8年2月18日、原子力規制委員会は同提案を認めないこととしましたが、他方、これまでの特重施設のほとんどが完成までに経過措置期間を超過していたことから、規制の継続的改善の観点から経過措置規定を見直すこととしました。
- 本体施設の使用前確認後には本体施設の新規制基準対応工事が完了し、事業者は特重施設の許認可手続と工事に専念できる状況にあると考えられることから、令和8年4月1日、原子力規制委員会は、現行の経過措置期間が満了している実用発電用原子炉を除き、経過措置期間の起算点を本体施設の使用前確認日へと変更する原子力規制委員会規則の改正を行うこととしました。



特重施設の概要

第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化(5)

➤ グレーデッド・アプローチの原子力規制への適用の強化

- 原子力規制委員会は、IRRSミッションの受入れに先立ち、原子力規制委員会の取組を自ら見直す機会として自己評価を実施し、作成した事前提出資料（ARM）においては、以下の点を対応すべき課題としました。
 - ・ 今後想定される人的資源が厳しくなる状況においても規制の実効性を確保し続けるために審査業務の効率性の向上に取り組んでいく必要がある。
 - ・ グレーデッド・アプローチの更なる積極的な適用を行うために、また新規制基準適合性審査の経験も踏まえて、とりわけ実用発電用原子炉に係る許認可制度について、安全上の重要度に応じた規制制度となるよう見直しを検討すべきである。
- 同時に、原子力規制委員会は、これらの課題への対応方針として、以下に示す取組をARMのアクションプランに定めました。
 - ・ 実用発電用原子炉施設の各種許認可制度におけるグレーデッド・アプローチの適用を強化する。
 - ・ 廃止措置計画認可制度について、グレーデッド・アプローチを踏まえ必要な見直しを行う。
 - ・ 審査の予見性の向上に資する許認可の在り方等規制のプロセスについて必要な見直しを行う。
 - ・ その他の施設についても実用発電用原子炉の検討を踏まえて必要な見直しを行う。
- 原子力規制委員会は、IRRSミッションの指摘（原子力規制委員会は、すべての規制機能にわたりグレーデッド・アプローチを一貫して適用することにより、その全体的な実効性を更に強化することができる）も踏まえ、各種許認可制度に係る見直しの方向性について事業者との意見交換や委員会での討議を継続しながら検討を進めることとしています。

第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化(6)

➤ 核融合等の新たな技術の利用への対応

- 核融合（フュージョン）装置については、原子力規制庁において、国内のフュージョン装置の現地確認を行うだけでなく、令和7年度上期に米国、同下期に仏国、英国、独国に出張し、現地のフュージョン装置の確認及び開発者や規制機関と意見交換を行い、海外の規制情報を収集しました。
- 令和7年6月18日、原子力規制委員会は、フュージョン装置の開発を進める事業者等との意見交換会合の設置を了承し、原子力規制庁において計6回の意見交換会合を実施しました。
- フュージョン装置の安全確保においては、放射線影響の観点から、放射性同位元素（燃料のトリチウム）の閉じ込め、放射線の遮蔽、放射線による材料の脆化対策、放射化物等の管理等の論点が複数存在するが、令和8年3月25日、原子力規制委員会は、最も重要な論点として、まずはトリチウムの「閉じ込め」機能について、公衆への放射線影響を評価する考え方を検討することとしました。



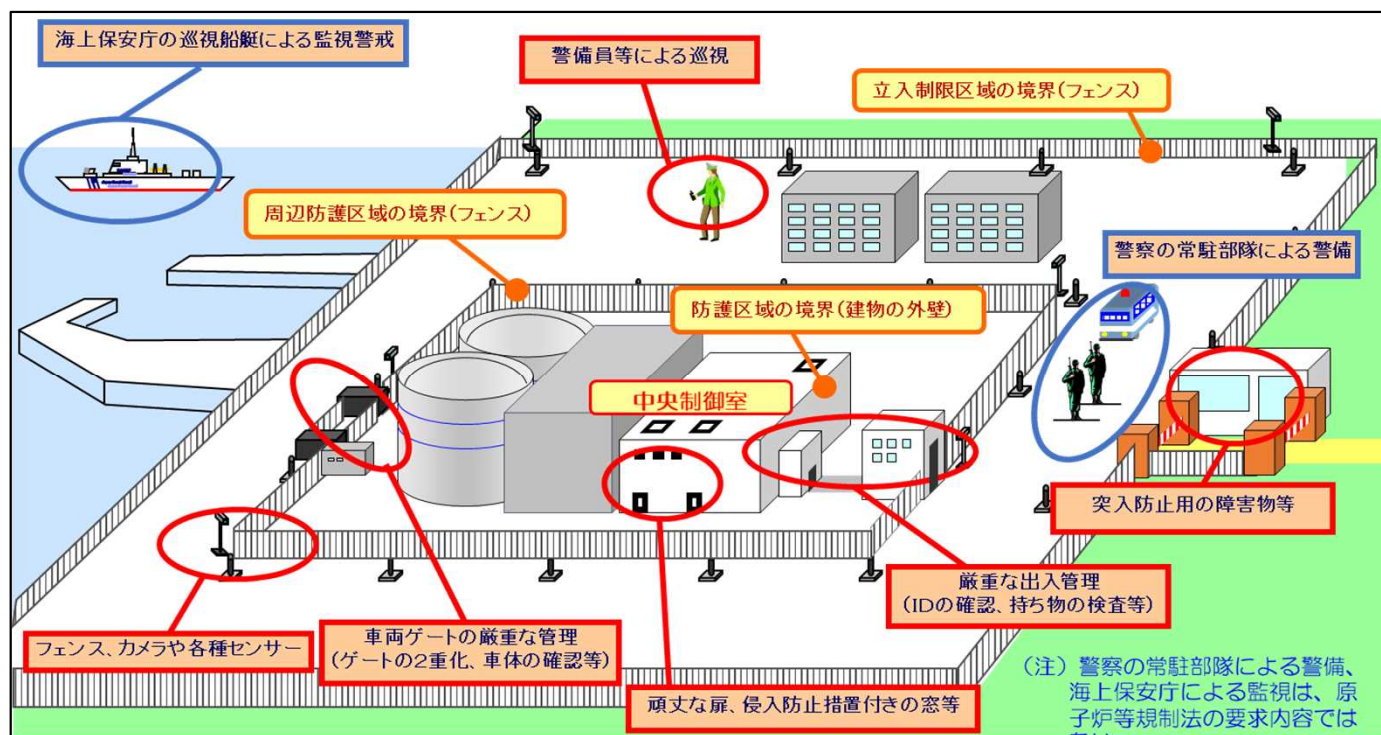
核融合科学研究所の現地確認
(写真提供:核融合科学研究所)

- 建替原子炉については、原子力規制庁において、建替原子炉の設計に関する事業者との実務レベルの技術的意見交換会を計5回開催し、令和8年3月25日、原子力規制委員会は、原子力規制庁から規制上の論点等を整理した結果の報告を受け、規制上の対応方針について了承しました。

第3章 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施(1)

➤ 核物質防護対策を充実する規制の見直し

- 令和7年9月10日、原子力規制委員会は、特定重大事故等対処施設内での2人ルールの運用の改善、防護措置に係る評価改善の枠組みの改善、核物質防護に係る要求水準の特定の在り方の明確化などについて、核物質防護に係る審査基準等の改正を決定しました。また、改正後の審査基準に基づく事業者の核物質防護規定の変更認可申請について、全52件の認可手続を終えることができました。



核物質防護対策の概要

- 令和8年2月4日及び3月3日、原子力規制委員会は、小型無人機を巡る最新の技術動向や情勢等を踏まえた核物質防護規制のあり方の検討状況について報告を受け、3月18日、小型無人機を検知するための設備の設置を義務付ける原子力規制委員会規則等の改正を行うこととし、改正案のパブリックコメントを開始しました。

第3章 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施(2)

➤ 再処理施設等の審査の進捗に応じた保障措置の検討

- 六ヶ所再処理施設及び大型MOX燃料加工施設におけるしゅん工等の動向を踏まえ、今後の保障措置活動の増大に対応するため、令和7年7月1日、原子力規制委員会は、保障措置室長を課長クラスに格上げし、同室を保障措置部門へ改組しました。
- 令和7年8月20日、原子力規制委員会は、保障措置に関する現状と課題について報告を受け、課題への対応に当たって検討が必要な4項目の検討を進めることとしました。
 - ① 保障措置に対応する査察官等の人材確保及び育成
 - ② 国内保障措置制度の実施体制の強化（指定機関制度のあり方の検討を含む）
 - ③ 保障措置の試料分析に必要な設備や機器の適切な維持管理のあり方
 - ④ 事業者における保障措置対応のあり方
- 令和7年9月24日、原子力規制委員会は、国内保障措置制度のあり方検討会の設置を了承しました。これまでに検討会の会合が3回開催され、報告書のとりまとめに向けて検討が進められました。

➤ 原子力を平和的に利用するためには非核兵器国は必ず保障措置を受けなければならない、日本も国際約束に基づきIAEAによる厳格な保障措置を受諾している。

➤ 保障措置とは、平和的原子力活動において用いられる核物質が核兵器などに転用されていないことを確認するとともに、万一、核兵器などに利用しようとしても早期に発見するための措置をいう。
(保障措置活動: 査察官による放射線計測やカメラ等を用いた監視等の査察活動)



査察活動の様子

監視装置の保守管理

➤ IAEAは、各国から得られた情報を元に、毎年、保障措置結論を導出している。日本は「すべての核物質が平和的活動にとどまっている」という拡大結論を得ており、国際的信頼の下、平和目的の原子力活動を行っている。

保障措置活動の概要

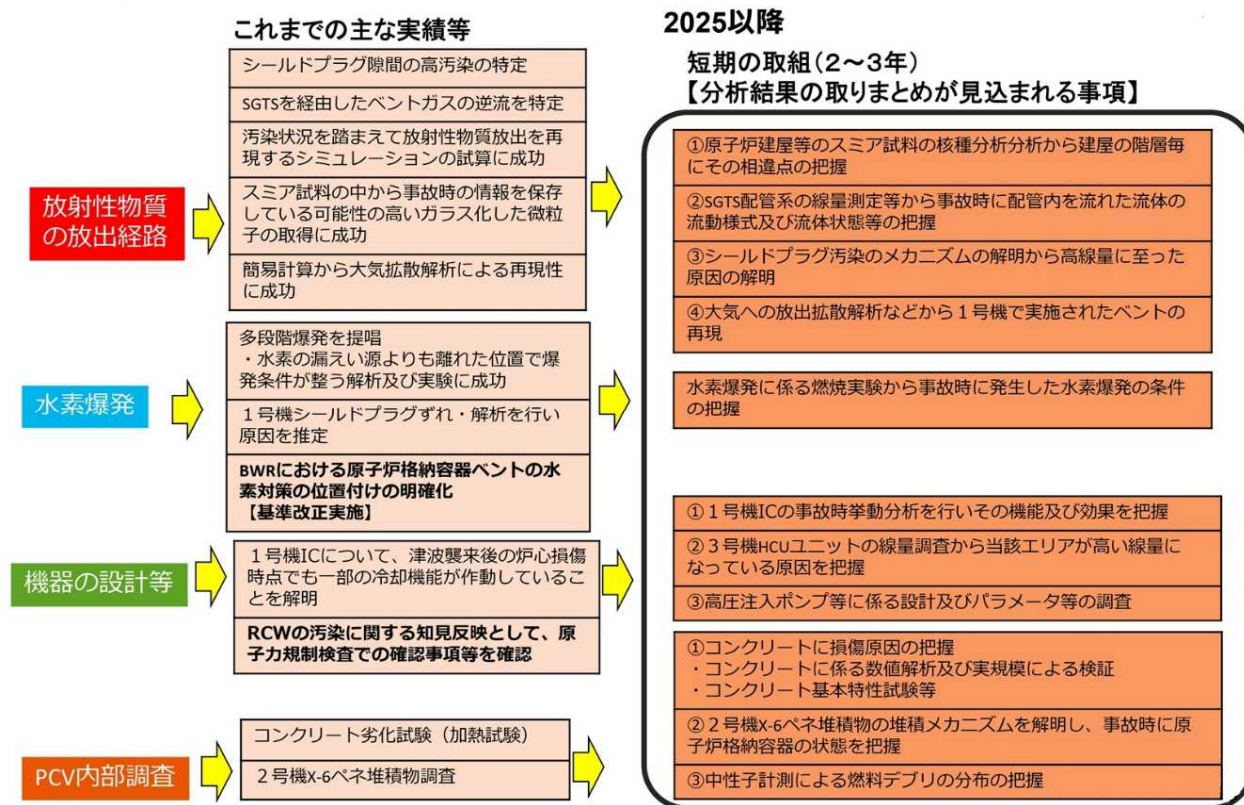
第4章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明

➤ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に係る規制の改善

- 令和8年2月18日、原子力規制委員会は、溶接検査、使用前検査及び施設定期検査を一体化するなど、リスクに応じてより柔軟な検査を可能とするための原子力規制委員会規則等を改正することとしたほか、審査官が効果的・効率的に審査を進める参考となる審査実務要領を制定することとしました。

➤ 事故調査分析の推進

- 令和8年1月28日、原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の事故調査・分析の今後の取組方針について、4つの主要課題（放射性物質の放出経路、水素爆発のメカニズム、機器設計に係る事項、原子炉格納容器内部調査の結果を踏まえた事項）については、分析などに一定の目処が得られている事項を具体的な計画に沿って行い、短期の取組（2～3年程度）を目途に成果を取りまとめることとしました。



第5章 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施(1)

▶ 緊急時対応の実施、対応能力の維持・向上

- 原子力規制委員会は、事故トラブルとして、原子力施設等における法令報告事象、その他法令報告に該当しない軽微な事象及び管理下でない放射性物質の発見が発生した際に、報告の受理等の対応を行いました。令和7年度は3件の法令報告がありました。
- 大規模自然災害等が発生した際には、原子力施設等の異常の有無を確認し、関係機関や報道機関への情報共有、対外的な情報発信等の対応を行いました。令和7年度は3件の情報収集事態のほか、情報収集連絡体制強化等に対応しました。
- 令和7年11月、原子力規制委員会は、四国電力伊方発電所を対象とした原子力総合防災訓練に関係機関とともに参画したほか、原子力災害を想定した訓練を多数実施し、緊急時対応要員の能力の維持・向上を図りました。



令和7年度原子力総合防災訓練

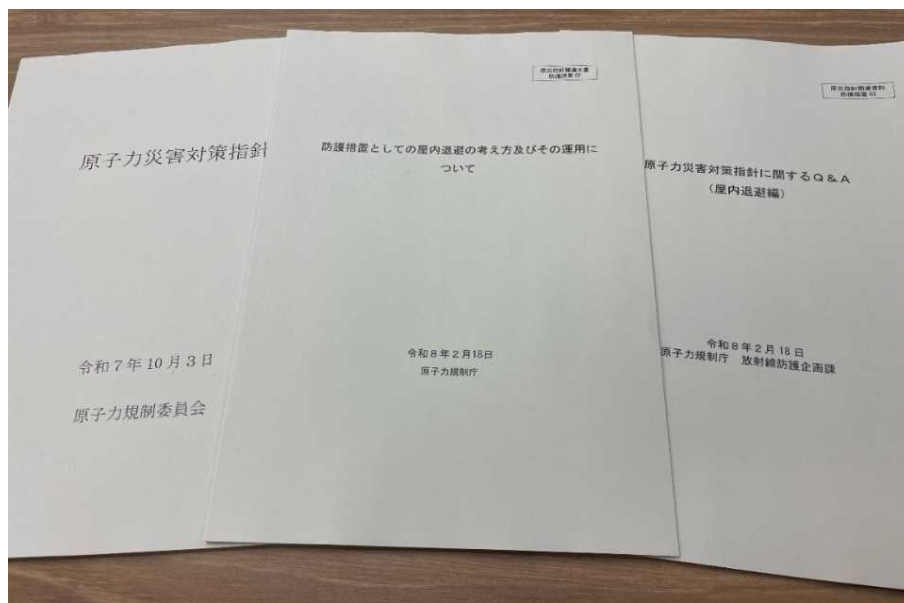
▶ 九州電力玄海原子力発電所周辺上空における光の確認事案への対応

- 令和7年7月26日に発生した核物質防護事案（同原子力発電所周辺上空における光の確認事案）を踏まえ、令和7年11月20日、原子力規制委員会は、初動対応の改善策として、報道対応強化のために広報室員が緊急時対応センター（ERC）に参集すること、核物質防護事案の情報発信の際には核物質防護事案担当者等に確認を行うこと等について、「原子力災害対策初動対応マニュアル～情報収集事態及び警戒事態における対応～」の改正や宿日直時の手順の見直しを行いました。

第5章 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施(2)

➤ 屋内退避の効果的な運用のための原子力災害対策指針の改正

- 令和7年3月28日に「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」がとりまとめた報告書を踏まえ、令和7年9月10日、原子力規制委員会は「原子力災害対策指針」（原災指針）を改正し、屋内退避の解除要件、屋内退避の継続を判断するタイミングの目安、避難への切替え、一時的な外出等の考え方等を原災指針の内容に反映させました。
- 令和8年2月18日、原子力規制委員会は、原災指針の関連文書として、屋内退避の運用の詳細を解説した「防護措置としての屋内退避の考え方及びその運用について」及び「原子力災害対策指針に関するQ & A（屋内退避編）」を策定しました。
- 原子力規制委員会は、住民や自治体関係者等に対する屋内退避の運用の周知に取り組んでおり、例えば、柏崎刈羽原子力発電所周辺地域においては、令和7年6月の新潟県柏崎市や長岡市での住民説明会、柏崎市原子力防災セミナーでの講演会、令和7年10月の新潟県議会などの場で屋内退避の説明を行いました。

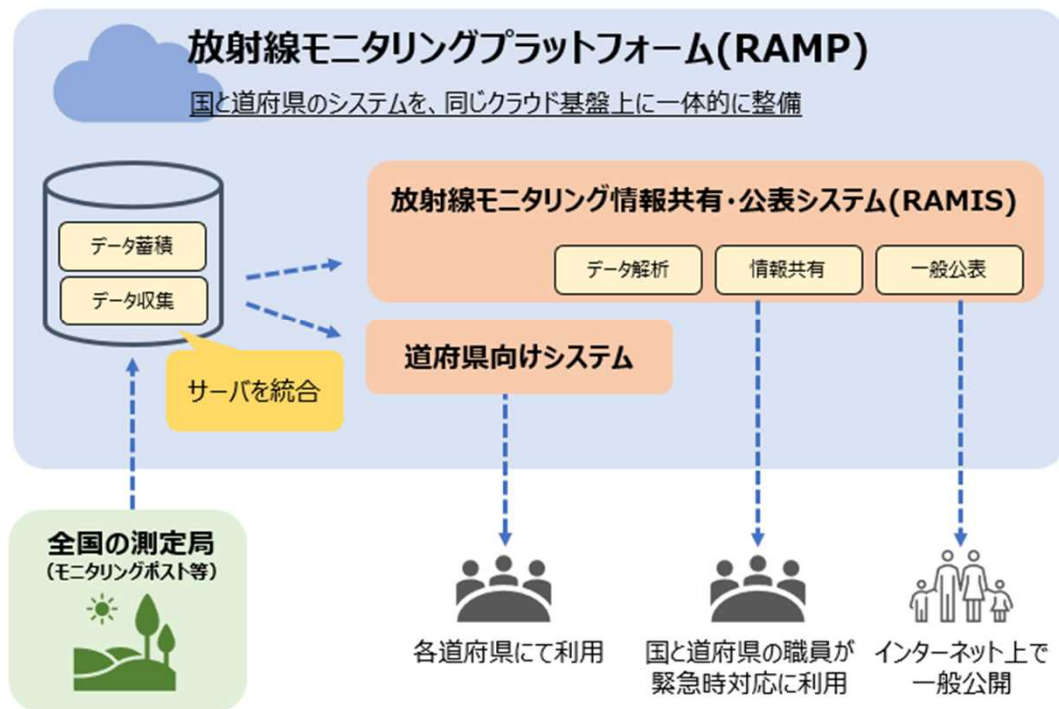


原子力災害対策指針と関連文書

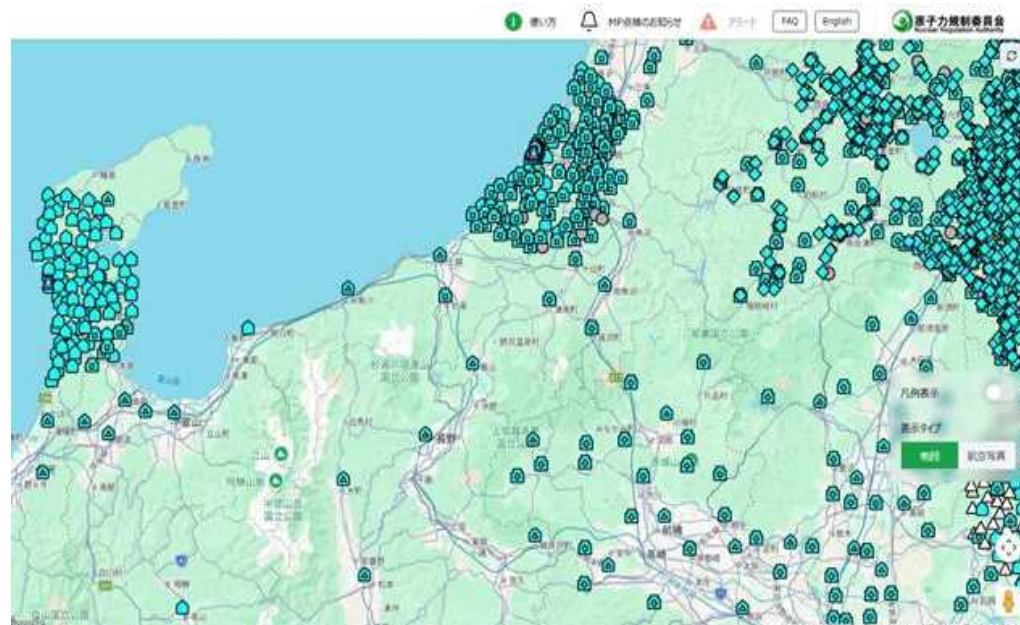
第5章 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施(3)

放射線モニタリングの実施と測定結果の分かりやすい情報発信

- 原子力規制委員会は、緊急時における国民への情報伝達の円滑化のため、「放射線モニタリング情報共有・公表システム」(RAMIS)により、平常時からモニタリング情報の公表を行っていますが、関係道府県が個別に整備していたモニタリングのデータ収集・解析のサーバーをクラウド環境上に一体的に整備することとし、令和8年3月、RAMISを運用するクラウド基盤として、「放射線モニタリングプラットフォーム」(RAMP)の運用を開始しました。
- 原子力規制委員会は、放射線モニタリングの分野に新たな技術を実装し、より強靱で機動的な放射線モニタリングシステムを構築するべく、先進的モニタリングシステム構想を取りまとめ、その実現に取り組みました。



放射線モニタリングプラットフォームの概要



放射線モニタリング情報共有・公表システムの表示画面